

改定版

伊賀市教育大綱（最終案）

2025（令和7）年 10 月

伊賀市

【目 次】

1	はじめに	1
2	大綱策定の趣旨	
	（1）大綱の位置づけ	2
	（2）大綱の期間	2
3	教育大綱の考え方	2
4	教育大綱	3
	【基本理念・基本方針】	

1 はじめに

伊賀市は、2015（平成 27）年 4 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度に移行しました。

市長と教育委員会の連携による「総合教育会議」を設置し、総合教育会議での協議を通して、2015（平成 27）年 10 月に福祉や地域振興など一般行政との連携をふまえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育施策の方針として「伊賀市教育大綱」を策定しました。

2017（平成 29）年度、2021（令和 3）年度に見直しを行い教育行政の推進を図ってきており、このたび大綱の計画期間が経過したことにより改定を行いました。

人生 100 年時代を迎える中、少子高齢化社会がますます進行し子どもの数も減少しています。一方、グローバル化や高度なデジタル情報化の進展、産業構造や雇用環境などの急激な変化が人々の生活に大きな影響を与えています。

さらに、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保への対応など、継続的な社会の課題としてクローズアップされています。

また、学校教育をはじめ、家庭教育、社会教育、文化芸術活動、スポーツ活動の推進や支援が求められるとともに、すべての人の人権が保障され、誰一人として取り残されることのない持続可能な明るく住みよい地域社会が求められており、健康で心豊かなこれからの社会を展望する上で教育の果たす役割は重要となっています。

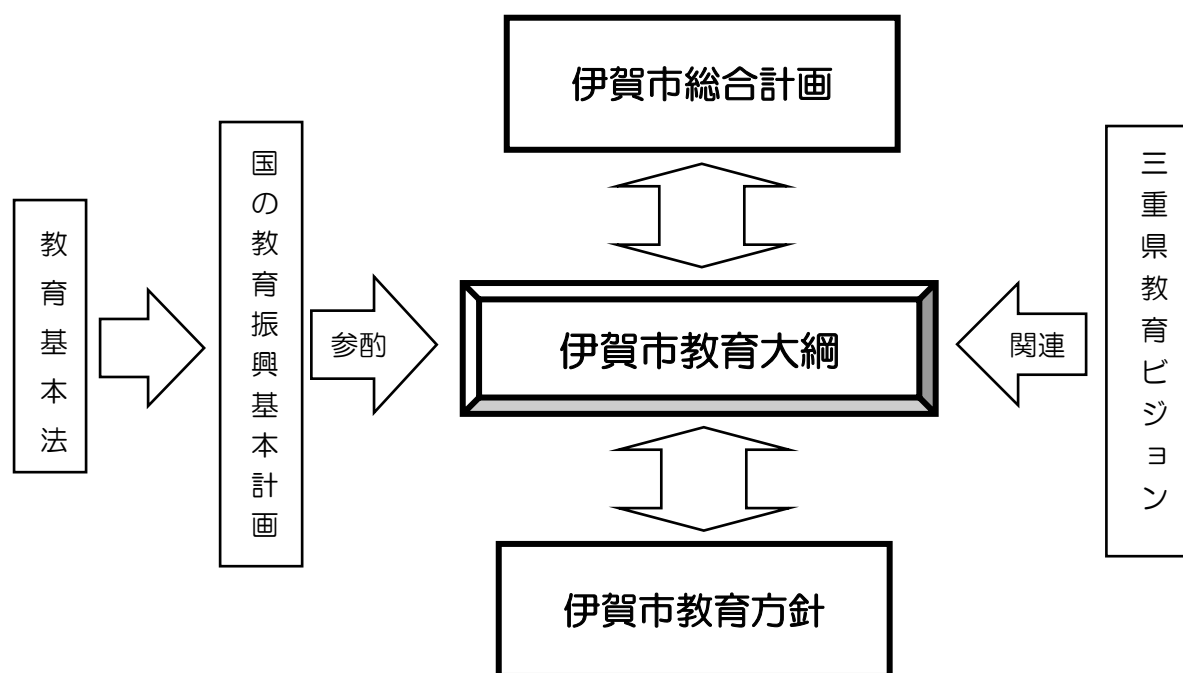
このため、「第 3 次伊賀市総合計画」に基づき、自立と共生のもと学校・家庭・地域のあらゆる世代とさまざまな分野の人々が一丸となって、地域の魅力と強みを維持、継承しつつ、未来の伊賀市を担っていく人材を育むとともに、生涯をとおした自己実現が図れる教育の実現を目指し、10 年後の姿も描きながら、今後 4 年間の方向を定めました。

2 大綱策定の趣旨

(1) 大綱の位置づけ

伊賀市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、伊賀市の教育行政を推進するための基本的な方針を示すものです。

【伊賀市教育行政の体系】



(2) 大綱の期間

2025（令和7）年度から2028（令和10）年度末までとします。

3 教育大綱の考え方

伊賀市の教育行政は、「伊賀市総合計画」の教育に関する政策に基づき、現状や施策の方向性をふまえ事業に取り組んでいます。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき「伊賀市教育大綱」を策定し、「教育理念・基本方針」を掲げるとともに「伊賀市教育方針」では基本方針に基づいた「努力目標」を示し、教育に関わる者が共通理解と連携のもと教育活動に携わり取組を進めてきました。

教育大綱改定にあたっては、伊賀市のまちづくりの指針となる「第3次伊賀市総合計画」の教育に係る分野における施策を教育大綱の基本的な方針と位置づけ、教育理念実現のためにこれまでの取組をふまえ、市の教育における今日的な課題の視点を加え、新たな基本方針として示し取組を推進します。

4 教育大綱

● 教育理念 ●

すべてのひとが輝くこと

一人ひとりが夢を追いかけながら健やかに成長・自立し、
共に社会の一員として豊かな未来を創造できる教育をめざします

● 基本方針 ●

基本方針1 子どもたちが、夢や希望を持って未来を創造する力を育む教育

個別最適な学びと協働的な学びを通じて確かな学力を保障し、誰一人取り残さない教育を実践します。これにより、すべての子どもたちが健やかに育ち、安心して過ごせる学校づくりと、幸せな未来に向けて自己実現を図ることができる教育をめざします。

子どもたちが自らを権利の主体であると実感できる学習や、自他の人権を守るための意見表明の機会を創出するなど、人権尊重の意識を高めます。

人権・同和教育の充実を図り、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす主体者となる力を育みます。

キャリア教育を推進するとともに、開かれた学校づくりを進めることで、子どもたちが郷土伊賀への愛着と誇りを持ち、未来へとつないでいく意識を育てます。

未来を創造し社会の担い手となる子どもたちを健全に育成するため、将来の学校のあり方を見据えつつ、より良い教育環境づくりに努めます。

基本方針2 生涯を通じて学び、生きがいを持ち活躍できる人づくり

個人の学習ニーズや社会の要請を踏まえ、子どもから大人まで生涯を通じて多様な学びや学び直しができる環境を整え、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進します。

子どもから大人まで読書や学びなどさまざまな目的で集える「学び・創造・憩いの広場」となる交流型図書館の充実を図ります。

誰もが尊重され、共に輝く「人権文化都市」の実現に努めます。

未来を担う子どもたちの成長を地域全体で見守り、人間性豊かでたくましく生きる青少年の育成を図ります。

基本方針 3 歴史や文化遺産の活用と未来への継承

先人から大切に引き継がれてきた市民の宝である文化財や歴史資料を保存、活用し、地域の魅力を再発見するとともに、市民が地域に対する誇りと愛着を持てるまちをめざします。また、市民共有の財産である文化財を次世代へ継承し、シビックプライドの醸成を図ります。

豊かな歴史的資産を活用し、郷土伊賀を愛する心を育み、「住みたい、訪れたい」と思える魅力あるまちづくりを推進します。

基本方針 4 「ひと」と「まち」を育む文化・芸術の振興

すべてのひとが文化芸術に親しみ、豊かな感性を育み、心豊かに生きられる人間としての情操を深めることができるまちをめざします。

市民や地域とともに、伝統文化やさまざまな文化芸術活動の場を広げ、豊かな地域社会を未来へとつなぐ担い手の育成に努めます。

松尾芭蕉をはじめ、先人が築いた文化芸術の未来への持続的発展と、新たな創造への取組を推進することにより、地域への誇りと郷土愛を育みます。

基本方針 5 スポーツの振興による健やかで活力ある人づくり

スポーツを通じて、子どもたちの健全な成長を支えるとともに、協力や相互尊重の精神を育みます。あわせて、市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツを楽しみ、生きがいと健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。

誰もが安全にスポーツに親しめる施設環境を整備し、スポーツを通じた人と人との交流を深め、地域コミュニティの形成と活性化を図ります。